

委員長	事務局長	課長	主務係長 : 関係係長	書記
<b>令和4年第13回委員会会議録</b>				
1	開催年月日 令和4年6月21日(水)			
2	開閉会時刻 開会:午前10時30分 閉会:午前11時36分			
3	場 所 福岡市選挙管理委員室			
4	出席委員 稲員委員長、大石委員長職務代理者、江藤委員、石井委員			
5	事務局職員 事務局長、選挙課長、庶務係長、選挙係長			
6	傍聴者 なし			
7	議 題			
	(1) 議案			
	議案第11号 直接請求に必要な選挙人の数について			
	(2) 報告事項			
	① 選挙人名簿登録者数について			
	② 在外選挙人名簿登録者数について			
	③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する 証票の交付状況について			
	④ 令和4年度福岡市明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施について			
	⑤ 衆議院小選挙区の区割り変更について			
	(3) その他			
	次回以降の委員会の開催予定日時			
	・令和4年7月14日(木) 午前10時30分			
	・令和4年7月20日(水) 午前10時30分			
	・令和4年8月5日(金) 午前10時30分			
8	議事次第 (○:出席委員、▲:事務局職員)			
	(1) 議案			
	議案第11号について、事務局から説明を行い、審議の結果、出席委員の全会一致			

で可決された。
(2) 報告事項
報告事項について、事務局から資料の説明・報告を行った。
(3) その他
・次回以降の委員会の開催日時は、資料記載のとおり決定した。
・市役所1階期日前投票所の視察について提案を行った。
【質疑等】
○ 議案11号について、直接請求の事例はこれまでに何があったか。
▲ 直近では、平成20年に住民投票条例の制定に係るものがあった。
○ 報告事項2の前回報告分の修正については単純なミスによるものか。
▲ その通りである。区選管では委員会に間に合うよう議決していたが、市選管への報告が漏れていたものである。
○ 報告事項4について、令和3年度の応募校数が60校とあるが、これは例年に比べ、多いのか少ないのか。
▲ 平成14年以降、過去最多の応募校数となっている。
○ 教育委員会があらかじめ応募校を選定しているのか。
▲ 各学校から応募があったものを各区の選管にて取りまとめ、市選管に提出される。夏休みの課題で提出される学校もあるようだ。
○ 児童・生徒の反応はどうか。選挙権があるのは、高等学校と特別支援学校の一部の生徒と思われる。選挙権のない、小学生、中学生はどう感じているのか。
▲ 小学6年生からを対象に出前授業を行っているためか、小学6年生、中学1年生の応募が多いように見受けられる。
○ 市の審査により入選した場合、記念品等はあるのか。
▲ テープのりやボールペンなどの記念品を贈っている。また、入選作品をカレンダーに掲載して配布したり、選挙時に配布するポケットティッシュに掲載するなどしている。
○ 生徒が作成した作品の著作権はどうなるのか。
▲ 募集時の案内に、入選作品の著作権は福岡市に帰属するものと記載している。
○ 若者の投票率を上げようと、各種啓発を行っているようだが、出前授業についてどのような周知を行っているか。

<p>▲ 令和4年度から出前授業の動画を活用できるようにしており、本年4月に各学校に周知を行っている。また、各学校からの申し込みにより出前授業を行っているが、動画はどなたでも閲覧することができる。なお、投票機材を借りて実施する場合は、区選管への申し込みが必要である。</p>
<p>○ 報告事項5について、区割り変更の内容に記載されている投票区は、校区内の全域という認識でよいか。</p>
<p>▲ その通りである。</p>
<p>○ 福岡市は転入超過が続いており、有権者数は増えている。今回、区割り変更を行ったとしても、次回国勢調査では再度変更を行う必要があると思われる。比例代表制や中選挙区制にするなど、抜本的な改正が必要と思われる。現在の制度では、投票率20数%、30数%でも当選するが、これでは、少数の意見が切り捨てられてしまう。</p>
<p>○ 区割りを決める際に、国から当該選挙区への相談はあるのか。</p>
<p>▲ 国において方針決定されているが、飛び地にしないことなどの取り扱いは定められているようである。</p>
<p>○ 前回の区割り変更の際に、市民の混乱や、対象地域からの意見等があったか。</p>
<p>▲ 選挙があった際に、市民の声にて、これまで投票していた方に投票ができずに残念だったという意見は見受けられた。</p>
<p>○ 個人演説会で公民館を使用することがあると思うが、公民館の行事など、既に予定が埋まっている場合は、そちらが優先されるのか。</p>
<p>▲ 選管からは施設管理者宛に協力依頼を出している。その依頼を受け、可能な範囲で対応いただいている。</p>
<p>○ 申込みが公示後でないといけないため、予定が組めず困る事例があるようだ。</p>
<p>○ 辞められた議員の看板が掲出されたままになっている場合、問題ないか。</p>
<p>▲ 政治活動用の事務所に掲示する看板については、選挙管理委員会が発行する証票を貼る必要があるが、証票の有効期限がきれたまま掲出されていれば違反となってしまうため、撤去していただく必要がある。</p>